

LCCM の登録商標の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター（以下、「当財団」という。）が権利を有する「LCCM」に関する商標（以下、「商標」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(商標)

第2条 前条に規定する商標は、当財団の所有する商標権に係る次に掲げる商標登録を示すものとし、当該登録商標の態様は、別紙のとおりとする。

(1) 商標登録番号 第5366816号

(手続き)

第3条 前条の商標を使用する者（以下、「商標使用者」という。）は、別に定める「LCCM 商標使用届出書（以下、「届出書」という。）」を、原則として商標の使用開始前に、当財団に提出するものとする。

2 前項の届出書には、商標を使用する著作物、商品、サービス等において商標の使用状況が確認できる資料（著作物等の現物のほか、当該著作物等における使用状況がわかる写真等も可。以下、「資料」という。）を添付しなければならない。

3 LCCM 住宅認定など当財団が別に定める制度において商標の使用を認めている場合は、本条の規程を適用しない。

(対価)

第4条 商標使用者による商標の使用の対価は、無償とする。

(使用態様)

第5条 商標使用者は、商標を使用するに際し、いかなる媒体においても、商標シンボル®または (R) を付記しなければならない。ただし、代表する表記部分のみに商標シンボルを付記し、その他の部分についての付記を省略することができるものとする。

2. 商標使用者は、商標を使用するに際し、当該商標が当財団に係る登録商標である旨を明記しなければならない。ただし、記載スペース等の事情で明示が困難な場合は、この限りでない。

3 商標使用者は、商標を使用するに際し、増減・修正等の改変を加え、使用してはならない。

4 商標使用者は、商標を使用するに際し、当財団に係る「LCCM」と、無関係の著作物・商品・サービス等について使用してはならない。

5 商標使用者は、商標を使用するに際し、当財団の登録商標を、一般名称化（希釈化）する態様で使用してはならない。

(使用の中止等)

第6条 理事長は、商標使用者が、次の各号に規定する基準又は前条に規定する商標の使用態様

に反していると認められるときは、当該商標使用者に対して使用の中止を求めることができる。

(1) CASBEEの普及促進に寄与するものであること

(2) 第三者に誤解を与える表現でなく、特に、第三者に商品の品質又はサービスの質の誤認を与えるものでないこと

(3) 特定の第三者を中傷またはひぼうするものでないこと

(4) 身体・財産等に危害を及ぼすものでないこと

(5) 犯罪に使用されるおそれがないこと

(6) 公序良俗に反するものでないこと

2 前項により使用の中止を求められた者による以後の商標の使用は、商標権を侵害する行為とする。

3 理事長は、必要があると認めるときは、商標使用者に対して別に定める「LCCM商標使用状況報告書」により商標の使用状況の報告を求めることができる。

(変更)

第7条 商標使用者は、届出書又はその添付資料の内容に変更が生じるときは、変更後の内容について、直ちに第3条の規程に基づく手続きをとるものとする。

(遵守事項)

第8条 商標使用者は、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法規を遵守すること。

(2) 商標使用者は、商標を付した著作物・商品・サービス等により、第三者に品質・質の誤認を与え又は損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当財団に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(3) 商標使用者は、商標の使用に伴い発生した前号の規定以外の損害等についても、当財団に起因するものを除き、全責任を負い、当財団に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(4) 商標使用者は、当財団から要請がある場合は、第6条第3項の規定にかかわらず、商標の使用実態を報告し、又は使用著作物等を提出すること。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年3月25日に施行する。

2 従前の規程による商標使用の許諾を得た者及び令和6年3月31日までに従前の規程に基づく商標使用の許諾申請を行った者は、第3条第1項の届出があったものとみなす。

(別紙)

一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センターが保有する LCCM に関する登録商標

(1) 商標登録番号 第 5366816 号 LCCM